

## 19 学校教育の充実について

(文部科学省)

### 【内容】

- (1) 学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員配置のさらなる充実を図ること。また、小学校の35人学級の拡充や高学年の教科担任制を推進するにあたっては少人数指導等に係る加配定数の維持に努めること。さらに、中学校の35人学級編製の法制度化について、早期に実現を図ること。
- (2) 育児休業者代替教員の不足を解消するため、育児休業者代替に正規教員を充てる場合にも、義務教育費国庫負担法の対象となるよう制度の見直しを行うこと。
- (3) 児童生徒の心のケアや家庭環境等の支援などに適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに係る財政措置を拡充するとともに、養護教諭の複数配置の拡大について早期に実現すること。
- (4) 学校施設環境改善交付金については、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、財政措置の充実を図るとともに、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (5) ICT機器等を活用した教育を継続的に推進するための経費について、一人一台端末の継続的な配備・運営に必要な経費も含め、地方自治体の負担とならないよう、十分な財政支援をすること。特に教員の指導力向上のため、情報通信技術支援員が十分配置できるよう、特段の予算措置を講ずること。
- (6) 休日の部活動の段階的な地域移行を進めるにあたっては、地方自治体や学校の負担とならないような制度にするとともに、地域移行に協力する地域団体等の管理運営や人材確保について十分な支援を講ずること。

### (背景)

- 小学校高学年の教科担任制の推進、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、栄養教諭を中核とした食育の推進など課題は多く、教職員定数のさらなる充実が必要である。
- 小学校の35人学級の拡充や高学年の教科担任制を推進するため、少人数指導に係る加配が振替えられており、さらに縮減されることとなると、本県がこれまで実施してきたティーム・ティーチングや習熟度別指導などへの取組に影響が生じる。
- 育児休業取得者が増加し、代替教員となる臨時的任用教員が不足してきており、この不足を解消するため、正規教員を代替とした場合も義務教育費国庫負担法の対象とする制度の見直しが必要である。また、正規教員を代替とすることで、教育の質の維持にもつながるとともに、新規採用の拡大が可能となり、定年年齢の引上げに伴う年齢構成の偏りを抑制できる。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の発生等により、児童生徒の心のケアや家庭環境の支援など、新たな対応が求められていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭のさらなる配置の拡充を図る必要がある。
- 学校施設環境改善交付金については、非構造部材を含めた学校施設の耐震化や老朽化対策の他、少人数学級の拡充に伴う校舎の改修等を着実に実施できるよう、補助単価の引上げなど、財政措置の充実が必要である。また、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。

- ICTを教育に継続的に活用するため、端末の維持管理費を始め、地方に多額の負担が生じないよう、国による財政支援が必要である。特に情報通信技術支援員は教員の活用能力向上に有効であるため、これまで以上に配置を推進すること。さらに、ICTを活用した教育を一貫して展開していくため、一人一台端末環境の運営経費への財政措置が必要である。
- 休日の部活動の段階的な地域移行については、現在実施されているモデル事業の成果を十分に踏まえて、地方自治体や学校の負担にならないような制度設計が必要である。

( 参 考 )

◇ 少人数学級（35人編制）の実施状況（2022年度） ※名古屋市除く

実施学年	増加学級数	該当校数	該当市町村数
小学校第1～4学年 中学校第1学年	838学級	500校	37市11町村

※2022年度の小学校第4学年及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

◇ 育児休業者の状況（2022年5月1日現在） ※名古屋市除く

小	中	義務	高	特支	合計
1,193人	431人	2人	228人	199人	2,053人

◇ スクールカウンセラーの配置状況（2022年度） ※小中は名古屋市除く、高校・特支は県立

愛知県の状況（補助金ベース）		小(配置校)	中(配置校)	高(配置校)	特支(配置校)
交付決定額	不採択額				
211,506千円	40,321千円	699校(245校)	304校(304校)	149校(149校)	31校(5校)

※小・中学校の配置校数には、小中連携校をそれぞれ重複して計上。

◇ スクールソーシャルワーカーの配置及び市町村への支援（2022年度） ※名古屋市、中核市除く

愛知県の状況（補助金ベース）		県立学校への配置		設置事業費補助金の対象の市町
交付決定額	不採択額	高	特支	
33,840千円	0千円	10人	2人	39市町村 83人

◇ 養護教諭の配置状況（2022年度） ※名古屋市除く

区分（複数配置基準）	全学校数	左記のうち基準を超える学校数
小学校（児童数851人以上の学校）	701校	39校
中学校（生徒数801人以上の学校）	304校	30校

◇ 2023年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況 ※名古屋市除く

	採用予定者数	志願者数	倍率
全体	約1,710人	6,408人	3.7倍
うち養護教諭（小中）	約45人	398人	8.8倍

◇ 補助単価と施工単価の比較

(例) 空調単価（2022年度 EHP(電気)） 補助単価 25,100円/m<sup>2</sup>  
 (2021年度 一宮市) 施工単価 36,600円/m<sup>2</sup>

◇ GIGAスクール構想による端末整備状況

区分	児童生徒数	整備状況
県立高等学校	114,434人	1人1台整備予定(2022年9月)
県立特別支援学校	5,625人	1人1台整備
小中学校	601,575人	1人1台整備

## 20 就学支援の充実について

(文部科学省)

### 【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、公私格差の是正のため、補助をさらに拡充するとともに、所得判定基準を簡素化すること。  
また、事務量が増加していることから、就学支援金支給に要する事務経費を増額するとともに、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。
- (4) 私立小中学校等の家計急変世帯への支援について、他の支援制度同様、保護者の資産保有額を問わないものとするとともに制度の更なる充実を図ること。
- (5) 高校生等奨学給付金及び高等教育の修学支援新制度に係る私立専修学校専門課程に対する補助金について、必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (6) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対する財政措置の充実を図ること。また、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。併せて、学校給食費の徴収業務について、自治体で対応するため、担当職員の増員や公会計処理に係る業務システムの導入等、必要な財源を確保すること。

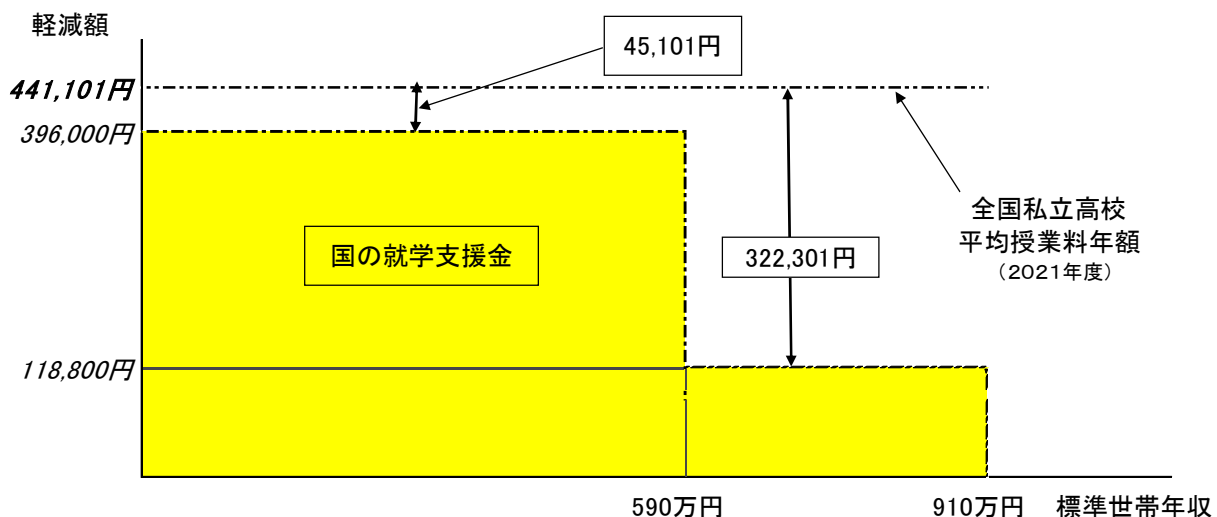
### (背景)

- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 高等学校等就学支援金により、公立高校では年収910万円未満世帯の授業料無償化が実現しており、私立高等学校等においても、同等の実施が求められている。
- 2020年7月分以降、就学支援金の所得判定基準が「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」に変更されたが、算出方法がきわめて煩雑なため、容易に所得判定基準を算出することができない。

- 就学支援金の所得判定には、マイナンバーを活用することとなったが、マイナンバーの提出がない場合、所得証明書で判定せざるを得ないため、事務量が増加している。
- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、類似する高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっており、申請手続き等が煩雑になっている。
- 私立小中学校等の家計急変世帯への支援は、保護者の資産保有額を対象要件としており、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度など他の類似制度と異なる取扱いとなっている。
- 高等学校等就学支援金制度は、都道府県及び私立学校の事務経費について国の補助があるが、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度には、事務経費に対する補助がない。
- 安全・安心な給食を提供するために学校給食施設整備を行う必要があるため、県や市町村等の財政負担が増すことのないよう、国において十分な予算措置を行う必要がある。また、学校給食における地場産物の活用については価格が高く、安定しないなどの課題があることから、保護者へ負担を転嫁させることがないよう、財政措置を講じる必要がある。学校給食費の徴収業務については、2020年11月に発表された学校給食費の公会計化の推進状況調査結果によれば、公会計化等が進まない理由として、業務システムの導入・改修・運用に係る経費等が支障となっている実態が報告されている。

( 参 考 )

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度



◇ 学校給食施設の建築単価・施工単価の乖離

2022年度建築単価(文部科学省・共同調理場) 320,900円/m<sup>2</sup>  
 本県南知多町学校給食センター施工単価(共同調理場) 約483,000円/m<sup>2</sup>

## 2 1 女性の活躍促進について

(内閣府、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力的に推進すること。
- (2) 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務が新たに課された中小企業において、行動計画に基づく取組が着実に実施され、女性の活躍が一層促進されるよう、施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充や、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

### (背景)

- 本県企業の 99.7% を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高く ((参考) 参照)、依然として、女性が十分に活躍できていない状況にあることから、企業経営者を始め、社会全体の理解増進が必要であるため、効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力的に推進し、気運の醸成を図ることが必要である。
- 「女性活躍推進法」の一部改正により、2022 年 4 月から、一般事業主行動計画の策定義務対象が、常用労働者 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されたため、行動計画に基づく取組が着実に実施され、女性の活躍が一層促進されるよう、更なる効果的な施策の実施や充実が必要である。

○ 本県では、これまで「地域女性活躍推進交付金」を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催、「あいち女性輝きカンパニー」（女性活躍企業）の認証制度の創設、企業・団体と連携した中小企業等の取組促進、モノづくり企業における女性管理職登用に向けて、調査・研究を行い、効果的な手法や好事例について県内企業に向けた情報発信を行う事業等を実施してきた。

今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げが必要である。加えて、事業の効果検証には複数年を要することから、複数年度にわたって継続的に実施できるように事業実施期間の幅を広げるなど、支援内容の拡充が必要である。

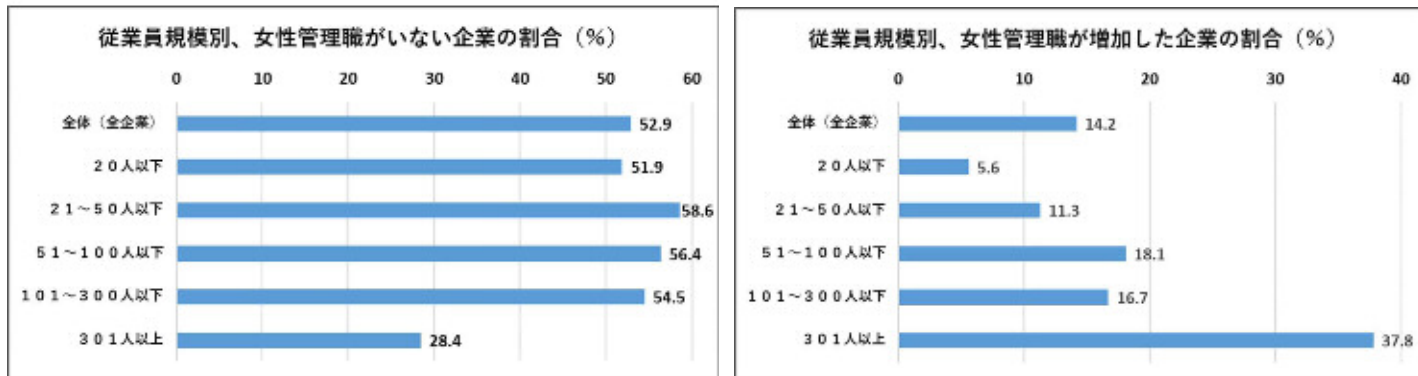
○ 我が国の製造業の専門・技術職に占める女性比率は12.4%（令和2年国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学27.8%、工学15.7%（文部科学省「令和3年度学校基本調査」）と低い現状にある。

経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。



（参考）

◇ 「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」結果（2019年7～8月調査）～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～



※愛知県内に本社のある企業を対象（無作為抽出）に郵送調査を実施（有効回答数1,707件）。

◇ 2022年度 地域女性活躍推進交付金活用事業の概要

<p>＜あいち女性リーダー育成推進事業＞</p> <p>県内企業における役員等の女性リーダー育成を推進するため、女性のロールモデルによる講演会や企業の人事担当者によるワーキンググループ（勉強会）を実施</p>	<p>＜中小企業女性活躍推進モデル事業＞</p> <p>市町村と地元経済団体等がネットワークを形成し、中小企業の女性活躍に向けた働き掛けを行うモデル事業を県内3地域において実施</p>
--	--

## 2 2 子育て支援施策の充実について

(内閣府、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、必要な地方財源を引き続き確保するとともに、待機児童解消に向けた保育所を始めとする保育の受け皿の整備に対し、引き続き十分な財政措置を講じること。
- (2) 保育人材の確保については、依然として深刻な保育士不足の状況が続いていることを踏まえ、次の措置を講じること。
  - ・ 保育士修学資金貸付等事業の継続的な実施に必要な財源措置を行うこと。
  - ・ 保育士の処遇改善の安定的な財源措置を行うこと。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向け、早期に1兆円超の恒久的な財源を確保するとともに、本県が独自に進めている低年齢児の年度途中の保育需要の増加に対応した職員の加配についても、新制度の対象とすること。

### (背景)

- 幼児教育・保育の無償化に係る費用については、原則として国が2分の1、県・市町村が各4分の1を負担することとされ、初年度の2019年度は地方消費税収の増がわずかにとどまることを踏まえ、その財源として全額国庫である「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付され、2020年度以降の地方負担については、地方交付税措置により個々の地方自治体において必要となる財源が確保されることとされた。
- 国と地方の協議の場（2021年12月21日開催）において、地方六団体から「これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること」との要請が国へ行われている。
- 2020年12月21日、国において「新子育て安心プラン」が公表され、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、2021年度から2024年度までの4年間で、女性就業率82%にも対応できる約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、魅力向上を通じた保育士の確保等を推進することとされた。

- 保育人材の確保については、これまでも、資格取得支援や再就職支援、事務負担の軽減等が行われているが、依然として保育士の有効求人倍率は全職種平均より高い水準（2022年1月時点全国数値 保育士 2.92倍、全職種 1.14倍）（厚生労働省「職業安定業務統計」）で推移しており、保育人材の確保が困難な状況が続いている。
- 保育士修学資金貸付等事業は、保育士資格確保対策としての重要な役割を担っており、本県では、2022年度から新規貸付枠を65人から120人に拡充したが、継続して事業を実施するためには、国における財源措置が必要である。
- 保育士の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（2021年11月19日閣議決定）」により、収入を3%程度（月額0.9万円）引き上げる措置として、2022年2月から9月までの間、国10/10補助の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が実施されているが、10月以降は公定価格により措置される予定であるため、安定的な財源措置が求められる。
- 子ども・子育て支援新制度の実施に係る財源については、子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（2012年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に資するためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において財源の確保に最大限努力するものとする」とされている。
- 全国的に年度当初よりも年度途中で待機児童が増加しており、本県では2009年度から、低年齢児の途中入所に対応するため、市町村が民間保育所に対し、配置基準を超えて保育士を配置する場合に要する経費を補助している。

（ 参 考 ）

◇ 待機児童数の推移（各年4月1日現在）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
全 国	26,081人	19,895人	16,772人	12,439人	5,634人
愛知県	185人	238人	258人	155人	174人

◇ 低年齢児の年度途中入所に対する愛知県の単独施策

区 分	低年齢児途中入所円滑化事業費
対 象 事 業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業
補 助 要 件	低年齢児が年度途中で3人以上入所した民間保育所
補 助 先	市町村（名古屋市及び中核市を除く）
補 助 率	県1/2（市町村1/2）
補 助 基 準 額	担当保育士1人あたり 460,000円/年
予 算 額（2022年）	46,920千円



## 23 児童虐待防止対策の充実について

(厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 児童福祉法施行令に定める児童相談所の職員配置基準に基づいて増員を図ってきたが、児童虐待相談対応件数の増加に応じて必要な職員を確保できるよう、今後とも適切に財政措置を講じること。  
また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により導入される一時保護における司法審査に適切に対応できるよう、職員配置基準を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。  
なお、新たに内閣府令で定める一時保護所の設備及び運営に係る基準について、その特性に配慮した適切な内容を定めるとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
  - ・ 乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、職員配置の充実、人材育成及び施設整備に対して、必要な財源を確保すること。
  - ・ 里親のリクルートから支援まで一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関による包括的な支援体制を確立し、安定した運営ができるよう、人材育成や運営に対して、必要な財源を確保すること。
  - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
- (3) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 児童相談所の専門職員は、児童福祉法施行令に基づき、人口や児童虐待相談対応件数等に応じて配置することとされているが、児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向が続いており、児童相談所の専門職員を確保できるよう、必要な財政措置（地方交付税算定基礎等）を引き続き講じる必要がある。
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続きが設けられることとなり、児童相談所の業務量の増加が見込まれる。
- また、同改正法において、一時保護の設備及び運営に係る配置職員及びその数や居室の床面積等の設備については、内閣府令で定める基準に従い、県が条例で定めることとなった。一時保護所は、昼夜問わず緊急的な入所やそれに伴うアセスメント、医療機関への受診対応などが必要であり、一時保護児童の特性に配慮した処遇を図るための職員配置が必要である。

- 国の「新しい社会的養育ビジョン（2017年8月）」において、乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められており、これらを実現していくためには、職員配置の充実や専門性の強化、施設整備が必要不可欠である。
- 里親委託率の大幅な向上に向けては、国が示すフォスタリング機関（里親のリクルート、研修、子どもと里親家庭のマッチング及び里親養育への支援に到るまでの一連の業務を包括的に実施する機関）の安定した運営の確保、里親登録者数の拡大や里親の質の向上を図り、委託される児童の安心安全な生活を保障していく必要がある。
- 法人型ファミリーホームは、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多く、負担金の減免を検討する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 専門職員の配置根拠（2022年4月1日現在）

	児童福祉司	児童心理司	医師・保健師	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第13条 (義務規定)	児童福祉法第12条の3第6項 (義務規定)	児童福祉法第12条の3第8項 (義務規定)	児童福祉法第10条の2及び25条の2第6項 (義務規定)
政令等による配置基準 (地方交付税措置)	・3万人に1人以上+ 業務量に応じ上乘せ ・市町村支援児童福祉司 ・里親養育支援児童福祉司 (人口170万人当たり78人)	児童福祉司(市町村支援児童福祉司及び里親養育支援児童福祉司を除く。)2人につき1人以上 (人口170万人当たり32人)	医師及び保健師をそれぞれ1人以上 (人口170万人当たり3人)	・子ども家庭総合支援拠点職員 (人口10万人当たり1人) ・要対協調整機関調整担当者 (人口10万人当たり1人)

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

2022年3月1日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所(委託)児童数	791人	98人	216人	1,105人
割合	71.6%	8.9%	19.5%	100%

## 2 4 地域における医療提供体制の確保について

(厚生労働省)

### 【内容】

(1) 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。特に、地域枠については、恒久定員内での設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分確保されるまで医学部臨時定員増を延長できるようにすること。

なお、医師の働き方改革については、医師の健康確保と地域医療の両立が図られるよう、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、制度設計にあたっては、都道府県と十分に協議し、必要な支援を行うこと。

(2) 2018年度から開始された新たな専門医制度については、これまで必要に応じて運用の見直し等が行われてきたが、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証するとともに、今後、専攻医募集に関する運用の見直しを行うこととなった際には、国は、都道府県の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼさないよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

(3) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(4) 医療提供体制推進事業費補助金（ドクターヘリ導入促進事業）について、近隣県との広域連携も踏まえた航空救急医療の更なる充実のため、ドクターヘリ2機目導入に係る予算額を確保すること。

### (背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題は、依然として全国的に大きな課題となっている。この医師不足の原因としては、2004年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下、夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働、女性医師の増加に伴う出産・育児等による離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念といった問題が指摘されている。

- 「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、本県の医療施設に従事する人口10万人当たり届出医師数は224.4人（全国38位）と全国平均256.6人をかなり下回っている。一方で、国が示した医師偏在指標による本県の順位は全国27位で、医師少数でも多数でもない都道府県となっている。両指標には乖離があり、医師偏在指標が本県の現状を十分に反映しているとは言えないことから、今後も医学部臨時定員増による地域枠を設置し、医師を養成していく必要がある。
- 2018年度から研修が開始された新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度としていくことが必要である。  
特に、専攻医（研修を受ける者）の募集定員に係る上限設定の方法については、5都府県に一律に上限を課す方法から都道府県・診療科ごとの専攻医数の多寡を踏まえたものに見直されたが、今後、制度を見直す際には地域の実情等を十分に踏まえた上で、地域医療に影響を与えないよう検討を進めることが必要である。
- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金が、2014年度から各都道府県に設置され、医療分は2014年度から、介護分は2015年度から対象とされている。
- 医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、病床機能再編支援、在宅医療の推進、医療従事者の確保、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備は不可欠であるが、令和4年度国予算では基金（医療分）が150億円減額されているため、2023年度の事業実施に向けては、基金の十分な財源を確保していく必要がある。  
また、2017年度に「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」が改正され、事業の区分間での額の調整ができないこととされたが、地域の実情に応じた効果的な事業実施のために、基金の柔軟な活用を認める仕組みが必要である。
- 基金（介護分）の介護施設等の整備に関する事業については、第8期介護保険事業（支援）計画に基づき実施するものであるが、2023年度は3年計画の最終年にあたり多くの整備が見込まれており、計画の適切な実施のためには地域医療介護総合確保基金による支援が不可欠であるため、十分な財源を確保していく必要がある。
- 本県では、2002年1月から愛知医科大学病院において、ドクターヘリ事業を実施しているが、他事案出動中や機体不具合等での不応需（2機あれば出動できた要請）が1年間（2021年）で53件もあり、不応需の解消による救急患者の救命率の更なる向上が重要な課題となっている。また、重複要請は1機体制の都道府県では必ず生じる問題であることから、1機体制の隣接県との広域連携による航空救急医療体制を構築することが重要である。

## 25 国民健康保険の基盤強化について

(厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 制度改革後の運営の在り方の見直し及び将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行い、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。このうち、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置について、地方の自主的な取組を阻害しているので、小学生以上の子どもや障害者などを対象とする医療費助成についても廃止すること。

### (背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、2018年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要である。
- 特に、高額な治療薬の保険適用等による医療費の増加は、国保財政をさらに悪化させており、保険料の上昇や公費負担の増加が懸念されるところである。
- また、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」における議論のとりまとめ（2015年2月）では、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しや子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入といった地方からの提案についても、引き続き議論していくこととされている。

- このうち、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しについては、2018年度から未就学児を対象とする医療費助成の当該調整措置が廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。
- なお、子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置については、2022年度から未就学児分を5割軽減し、その費用を国と地方の折半で補填することとなった。

( 参 考 )

◇ 市町村国保の運営状況

(2019年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74歳被保険者の割合	43.8%	43.4%	7.8%	3.4%
	無職者の割合	44.8%	43.0%	—	—
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	80.7%	67.9%	12.5%	5.1%
	一人当たり医療給付費	37.9万円	34.5万円	18.6万円	16.4万円
	保険料負担率	10.3%	9.2%	7.5%	5.8%
財 政	保険料収納率	92.92%	94.66%	—	—
	一般会計からの法定外繰入(決算補填)	1,096億円	53億円	—	—
	前年度繰上充用	214億円	8億円	—	—

◇ 国民健康保険の見直しのポイント

1. 公費拡充等による財政基盤の強化

○ 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。

I. 2015年度から保険者支援制度を拡充(約1,700億円)

II. 2018年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保

2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

○ 2018年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

○ 都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

- ・ 統一的な国保の運営方針の策定
- ・ 市町村ごとの納付金の額の決定
- ・ 標準保険料率の算定・公表
- ・ 保険給付に要した費用の市町村への支払い 等

○ 市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行う。

## 26 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや生活介護などの日中活動系サービス、地域障害児支援体制の中核を担う児童発達支援センターの計画的な整備に係る財政措置を当初予算において適切に講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。

(背景)

- 都道府県・市町村においては、国の定める「基本指針」に沿った障害福祉計画及び障害児福祉計画を令和2(2020)年度に策定したところであるが、基本指針に沿った成果目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいくためには、障害のある方に対する支援の提供体制の計画的な整備が求められる。
- 国の社会福祉施設等施設整備費補助金の令和4(2022)年度当初予算額は、令和2(2020)年度から大幅に減少した令和3(2021)年度当初予算額と同額となっている。本県の計画達成に必要な地域のニーズに対応していくためには、来年度当初予算においても令和2(2020)年度以上の予算措置が必要である。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、引き続き、当初予算において基盤整備を確実に行うための必要な財源を確保するとともに、必要に応じて補正予算措置をすることにより、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームや日中活動系サービスは、地域生活支援拠点等の必要な機能のさらなる強化・充実を図るうえでも、着実な整備を進めていく必要がある。また、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、身近な地域で療育指導や集団生活への適応訓練を行う児童発達支援センターの整備も重要である。
- 一方、障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される地域生活支援事業費等補助金及び重層的支援体制整備事業交付金は予算の範囲内とされ、補助所要額を大きく下回っており、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。

( 参 考 )

◇ 国の社会福祉施設等施設整備費補助金予算の状況 (補正予算等には復興特別予算等を含む)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
当初予算	72 億円	195 億円	174 億円	48 億円	48 億円
補正予算等	50 億円	83 億円	52 億円	85.3 億円	—
合 計	122 億円	278 億円	226 億円	133.3 億円	48 億円
当初予算における 本県協議額	361,743 千円	364,738 千円	663,877 千円	690,680 千円	618,829 千円
協議額に対する 採択率 (当初ベース)	39.7%	100%	100%	60.5%	—

◇ 本県のグループホーム整備計画 (単位: 人/月)

2020 年度 (2021 年 3 月実績)	第 6 期障害福祉計画		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
7,021	7,002	7,581	8,208

◇ 本県の児童発達支援センター整備状況 (2022 年 4 月 1 日現在)

圏域	名古屋・ 尾張中部	海部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河 北部	西三河 南部東	西三河 南部西	東三河 北部	東三河 南部	計
設置	1	2	5	1	4	5	2	2	4	—	4	30
未設置	3	5	1	1	3	5	0	0	2	4	0	24

◇ 地域生活支援事業等の財源措置状況 (金額: 千円)

① 地域生活支援事業費等補助金

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
国予算額	49,314,351	49,486,221	50,542,124	51,320,801	50,556,420
国交付額 ①	2,892,748	2,883,248	2,928,451	2,871,015	—
本来国庫補助 所要額②	4,886,549	5,004,382	4,817,697	4,964,953	—
交付率(①/②)	59.20%	57.62%	60.79%	57.83%	—

② 重層的支援体制整備事業交付金

区 分	2021 年度	2022 年度
国予算額	473,432	1,264,381
国交付額 ①	57,728	—
本来国庫補助 所要額②	89,962	—
交付率(①/②)	64.17%	—



## 27 特別支援教育の充実について

(文部科学省)

### 【内容】

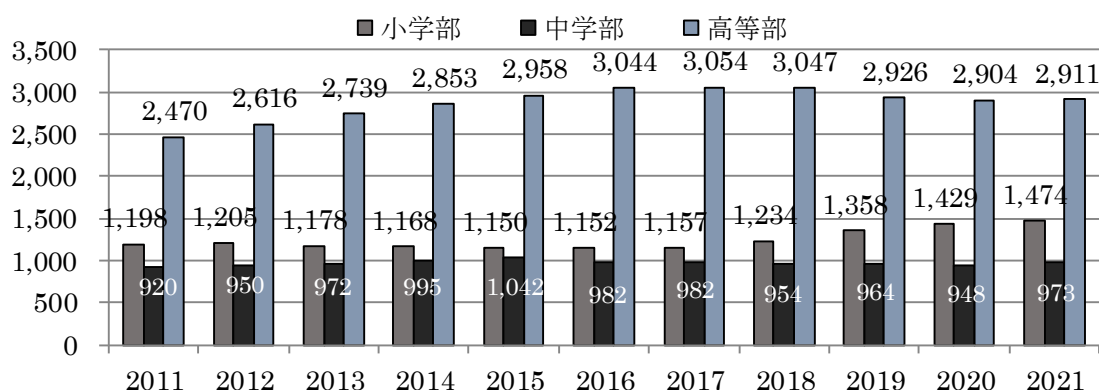
- (1) 大規模改造やトイレ改修など、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。  
また、学校施設環境改善交付金については、計画に沿って事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (2) 幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育を推進するため、通級指導教室担当教員を始め特別支援教育支援員、看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の養成、研修並びに教育的支援方法の研究に対する財政措置の充実を図ること。

### (背景)

- 特別支援学校においては、障害の特性上、校舎等の大規模改造や、洋式化を始めとしたトイレ環境の改善などの教育環境の整備が強く求められている。
- 特別支援学校の施設整備費については国庫負担金・交付金制度が措置されているが、2022年度当初予算では補助単価について引上げ（9.3%）がなされたものの、実際の施工単価とはまだ乖離があることから、さらなる引上げを図るなど、財政措置の充実が必要である。また、学校施設環境改善交付金については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る予算が増額されているが、その他の予算は例年の規模となっており、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 幼稚園、小中学校、高等学校においても障害のある幼児児童生徒への教育的支援は重要であり、学校現場が抱える複雑、困難な課題に対応するためには、通級による指導教員を始めとした教員の配置や特別支援教育支援員、看護師の配置など人的措置の充実が必要である。また、施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業（障害児等対策）は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育の推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業（看護師、外部専門家の配置）においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 専門的な知識・技能を有する教員の養成や、幼稚園、小中学校、高等学校における全ての教員の専門性を向上させるための研修並びに支援・指導方法についての研究など、適切な教育的支援及び支援体制の整備に必要な措置を充実させることが必要である。

( 参 考 )

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



年度

◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応	
愛知県立	一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校	2014年 いなざわ特別支援学校開校
	豊川特別支援学校	2015年 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	2018年 大府もちのき特別支援学校開校
	春日台特別支援学校	2019年 瀬戸つばき特別支援学校開校
	みあい特別支援学校	2020年 増築校舎供用開始
	安城特別支援学校	2022年 にしお特別支援学校開校
	三好特別支援学校	豊田市内への特別支援学校設置を検討
	名古屋市立南養護学校	2015年 名古屋市立南養護分校開校（県から財政支援）
名古屋市立守山養護学校	2021年 増築校舎供用開始（県から財政支援）	

◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2022年度建築単価（文部科学省） 220,000円/㎡  
 本県にしお特別支援学校施工単価 約458,000円/㎡

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）

- ・特別支援学級在籍児童生徒数  
2019：12,527人 ⇒ 2020：13,352人 ⇒ 2021：14,471人
- ・通級による指導対象者  
2019：6,446人 ⇒ 2020：6,996人 ⇒ 2021：7,677人

◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

- ・小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）  
2019：1,339人 ⇒ 2020：1,458人 ⇒ 2021：1,496人

◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）

2018：49人 ⇒ 2019：57人 ⇒ 2021：88人（2020調査未実施）

◇小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

全体の約6.5%（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

◇高等学校における発達障害等困難のある生徒の割合

全体の約2%（文部科学省の分析・推計に基づく推定値）

## 28 就業支援・職業能力開発等の推進について

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、デジタル庁、経済産業省、文部科学省、総務省)

### 【内容】

- (1) 障害者雇用が促進されるよう、ジョブコーチ等の支援体制の強化や障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者の配置基準を見直すなど、更なる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (2) 就職氷河期世代の活躍支援については、就職氷河期世代の活躍を促進する社会気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりや生活困窮者への支援を、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (3) 中小企業におけるテレワークの導入と定着を図るため、助成金や相談支援の更なる充実など、積極的な支援に取り組むこと。
- (4) 技能検定制度の円滑かつ確実な実施のため、一般会計からの支出も含め、十分な財源措置を講じること。特に受検料減免措置制度について、若手技能者育成支援のため、従前どおり、35歳未満の若者を対象とすること。  
さらに、2024年度開始予定の技能検定申請等手続のデジタル化にあたっては、利便性の向上や効率化が図られるよう、実技試験の採点業務のペーパレス化も含め、関係機関と十分に調整した上で検討を進めること。
- (5) 技能五輪国際大会の招致実現に向けた取組を進めること。更に、国際大会で活躍できる日本人選手の強化に向けた取組を充実すること。

### (背景)

- 県の障害者雇用状況について、2021年6月1日時点での実雇用率は過去最高の2.14%となっているが、法定雇用率2.3%に達していない状況であり、法定雇用率を達成している企業も46.5%に留まっている。  
人口が多く企業が集積している名古屋圏域を始めとして、本県においては、職場に出向いて障害の特性を踏まえた専門的な支援を行うジョブコーチや障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者が不足している状況にあり、地域の障害者雇用支援の実態に即した人員の配置等が必要である。
- 政府の「就職氷河期世代支援プログラム」において、2020年度から2022年度までの集中的な取組により、就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすとの目標の実現を目指し、就労や社会参加を強力に支援するとされている。

就職氷河期世代の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、ひきこもりの状態にあるなど、配慮すべき様々な事情を抱えている方々があり、こうした就職氷河期世代への支援は息長く取り組んでいくべき課題である。

このため、2023年度以降も地域社会の声を反映した、真に実効性のある就職氷河期世代の活躍支援策を講じていく必要がある。

- ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい働き方であり、ワーク・ライフ・バランスの推進や、人材確保などを通じた企業の持続的発展にもつながることから、テレワークの円滑な導入及び定着を強力に進めていくことが重要である。

- 技能検定制度は、計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしており、本県の技能検定受検者数は、全国で一番多い5,226人（うち高校生は682人）（2020年度）である。

受検料の減免を含め技能検定の運営に係る都道府県に対する補助金は労働保険特別会計を原資としているが、コロナ禍により収支が悪化する中、国の予算は減少している。

国家検定である技能検定制度の水準維持のために国の運営支援は不可欠であり、また、2022年度より35歳未満の若者に対する減免措置を25歳未満の在職者に限定する等の見直しが行われたが、若者の技能離れを防ぐため、減免措置の対象者を従前どおりの35歳未満の若者とする必要がある。

また、デジタル庁においては、2021年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、2024年度からの技能検定の電子申請の運用開始を予定している。

本県では、2021年11月から、技能検定の受検者が多い民間企業、愛知県職業能力開発協会及び愛知県で、定期的に意見交換会を実施し、ペーパーレス化による技能検定事務の効率化を検討しているが、国で運用されるシステムと、協会の独自システムとの互換性が確保される等、受検申請者と協会が利用しやすいものとなる必要がある。

- 本県は、製造品出荷額等が43年連続全国一のモノづくり県であり、技能検定合格者の数も全国一である。日本一の技能王国である愛知県が技能を尊重するムーブメント、運動の先頭に立って引っ張っていくことが必要である。

技能五輪国際大会を本県に招致することにより、技能を尊重する気運をさらに醸成し、本県の産業人材の育成を図るとともに、モノづくりで日本をリードする「産業首都あいち」を世界にアピールする。

大会の招致を実現した場合、大会を盛り上げ、成功に導くには、選手が技能・技術を最大限発揮できる競技環境を用意するだけでなく、日本人選手が金メダルを獲得するなど活躍することが必要であるが、前回（2019年）のロシア大会では、金メダルを獲得できた選手は、本県からの出場者1名を含め、わずか2名であった。

## 29 外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

### 【内容】

#### 特定産業分野

- (1) 「特定技能」における特定産業分野については、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を踏まえて、中長期的に人手不足の深刻化が見込まれる特定の製造業などを柔軟に追加すること。

#### 多文化共生社会を支える環境の整備

- (2) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針を示すこと。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、国と地方自治体の役割を明確にし、外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、今後も拡充を図ること。
- (3) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育及び生活支援などに、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体が行う取組に対し、継続的かつ十分な財政措置を講じるとともに、その要件や手続き等については、地方自治体が活用しやすいものとする。
- (4) 在留外国人を対象とした就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。また、外国人材を受け入れる企業等に対し、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進の取組を引き続き進めること。
- (5) 医療言語人材（通訳者）の育成や活用方法については、各地域で運営する既存の仕組みに配慮したものとする。また、医療通訳者派遣等の実施主体である地方自治体に対する財政措置や、通訳料の保険適用による負担軽減などの措置を講じること。これらの取組等により、外国人が安心して医療・保健・福祉サービスを受けることができる環境整備を図ること。

#### 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (6) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを国が構築すること。また、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (7) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導）の取組を促進すること。また、国指針において「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき」と

された事項について、財政措置の拡充を図ること。

- (8) 日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- (9) 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることなく、国が責任を持って、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実、当該人材に係る登録制度の構築、日本語初期指導教室の運営等に対する財政措置の拡充を図ること。

(背景)

- 2019年4月から導入された新たな在留資格「特定技能」の制度は、今後の我が国の発展にとって、大きな意義を持つ。本県においては、「輸送用機械器具製造業」、「プラスチック製品製造業」、「印刷・同関連業」の企業・業界団体等から、中長期的に人手不足の深刻化が見込まれるとの声が上がっており、これらの実情を踏まえ、特定産業分野に追加する必要がある。
- 新たに受け入れた多くの外国人材は、労働者としてだけでなく、生活者として地域に定着していくこととなり、地域社会に非常に大きなインパクトを与えることから、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などが重要となる。
- 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が安心して働き、自立した生活を送るための様々な支援や、2019年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく日本語教育の実施など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組む必要がある。

[参考]

	全 国	愛知県	ブラジル	中国	ベトナム	その他
2019年	2,933,137	<b>281,153 [2]</b>	62,508 [1]	50,963 [6]	41,238 [1]	126,444
2020年	2,887,116	<b>273,784 [2]</b>	60,181 [1]	48,090 [6]	43,504 [1]	122,009

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○日本語指導が必要な外国籍児童生徒数 [上位3県 (2021年5月1日現在)]

単位：人

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校等	合 計
<b>1 愛知県</b>	<b>7,169</b>	<b>2,826</b>	<b>1</b>	<b>753</b>	<b>10,749</b>
2 神奈川県	3,558	1,066	19	618	5,261
3 静岡県	2,582	947	0	254	3,783
全 国	31,191	11,283	339	4,814	47,627

※日本語教育適応学級担当教員の配置数 679人 (愛知県：2022年度)